23 高建管第 800 号 平成 23 年 12 月 15 日

各 部 局 長 長 長 最 公 営 企 業 局 長 長 様 警 察 本 部 長 監査委員事務局長

土木部長

独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領の取扱いについて(通知)

独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領 (平成 23 年 12 月 15 日付け 23 高建管第 799 号副知事通知。以下「要領」という。)の施行に伴い、要領の取扱いを下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

つきましては、各部局等は、要領の取扱いにあたって、本通知に準じた取扱いをされますようお願いします。

記

1 新たな発注案件における誓約書の提出について

(1) 誓約書の提出を求める対象者

平成23年12月15日以降に一般競争入札における入札公告、指名競争入札における指名通知又は随意契約(当初から1者のみと見積合わせを行う場合を除く。)における見積合わせ実施通知を行う建設工事及び建設工事に係る委託業務(以下「委託業務」という。)の落札者及び決定者

- (2) 誓約書の提出期限 契約書の案の提出期限とする。
- (3) 誓約書の提出に関する明示事項等

ア 明示方法

発注案件毎に、入札公告、閲覧用指名通知書又は見積合わせ実施通知書において、誓約書の提出を求めることを明示する。

イ 明示事項

ウにおいて定める位置に次の記載例のとおり記載する。

(記載例)

この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める 要領(平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知)第2の規定 により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による 誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、 同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。 (※随意契約の場合は、「この入札による落札者」を「この見積合わせによる決定 者」と、「落札者が」を「決定者が」とする。)

ウ 明示事項の記載場所

(ア) 入札公告

公告(個別事項)の最終項である「第○ その他事項」内に記載する。

(イ) 閲覧用指名通知書

最終項である「注意事項」内に記載する。

(ウ) 見積合わせ実施通知書 通知書本文内に記載する。

(4) 提出された誓約書の確認

誓約書は、要領の別記様式によるものに限り、記載内容を任意に変更したものは認めない。

(5) 誓約書が提出されない場合の対応

契約書の案の提出時に誓約書が提出されない場合は、契約を辞退したものとみなし、契約を締結しない。

ア 新たな契約予定者の決定

(ア) 一般競争入札及び指名競争入札において契約を辞退したものとみなした場合

再度入札公告又は指名のやり直しを行う方法のほか、当該入札において 誓約書を提出せずに契約を辞退したとみなした者に次いで落札者となる べき者を相手方とした随意契約の見積合わせを行うことができる(地方自 治法施行令第167条の2第1項第9号の規定による。)。

なお、この場合の随意契約においては、その随意契約の相手方が契約を 辞退した場合は、再度随意契約により新たな契約の相手方を決定すること はできない。また、契約の保証金及び履行期限を除くほか、当初の入札に おいて定めた条件を変更することができず、決定の上限額は予定価格では なく当該入札の当初の落札金額となることに注意すること。

(4) 随意契約において契約を辞退したものとみなした場合

改めて別の手続により受注者を決定する。ただし、契約担当機関と土木 部建設管理課がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

イ 誓約書が提出されない場合の確認事項

誓約書を提出しないことのみを理由として契約を辞退したとみなした者については、高知県建設工事指名停止措置要綱(平成17年8月高知県告示第598号)に基づく指名停止は伴わないが、技術者が配置できない等その他の事項による契約の辞退は同要綱に基づく指名停止を伴うものであることから、誓約書の提出以外の要件を満たす者であるか否かを十分に確認すること。

ウ 誓約書が提出されない場合の報告

誓約書を提出せず契約を辞退したとみなした者が発生した場合は、速やかに 建設管理課契約担当に報告すること。

2 入札手続又は契約締結手続が進行中の案件における誓約書の提出について

(1) 誓約書の提出を求める対象者

平成23年12月14日までに既に入札公告、指名通知又は見積合わせ実施通知を行っており、平成23年12月15日以降に契約を締結する建設工事及び委託業務の落札者及び決定者

(2)誓約書の提出期限

契約書案の提出期限とする。

ただし、既に契約書の案を提出している場合にあっては、契約締結までに速やかに提出してもらうこと。なお、既に契約書の案を提出しており、かつ、契約締結予定日まで間がない場合についても、契約の保証に関する書類を訂正する必要がある等やむを得ない場合を除いて、落札者及び決定者と協議のうえ契約締結予定日を延期することにより契約締結までに提出してもらうこと。

(3) 提出された誓約書の確認

誓約書は、要領の別記様式によるものに限り、記載内容を任意に変更したものは認めない。

(4) 誓約書が提出されない場合の対応

提出期限までに誓約書が提出されない場合は、速やかに誓約書を提出しない理由を示した理由書(様式は任意とするが、要領に参考様式を示している。以下「理由書」という。)の提出を求めること。ただし、提出期限又は契約締結日までに誓約書及び理由書の提出がない場合も、契約を辞退したものとはみなさず、他の事項に不備がなければ、契約を締結することとする。

なお、理由書の提出があった場合又は誓約書と理由書のいずれも提出されない まま契約に至る者が発生するおそれがある場合は、速やかに建設管理課契約担当 に報告すること。

3 契約中の案件における誓約書の提出について

(1) 誓約書の提出を求める対象者

平成23年12月15日時点で現に県と契約中(当初から1者のみと見積合わせを行い、契約した場合を除く。)の建設工事及び委託業務(既に完成し検査に合格した建設工事及び既に完了し検査に合格した委託業務を除く。)の受注者

(2) 誓約書の提出期限

平成 23 年 12 月 28 日

※平成23年度建設工事競争入札参加資格及び平成23年度測量、建設コンサル タント等業務競争入札参加資格を持つすべての者に対し、別添のとおり平成 23年12月15日付け23高建管第799号により土木部長名で別途建設管理課からメールにより依頼済みであるが、土木構造物の維持管理業務委託等において、それ以外の者と契約している場合は、別途契約担当機関より誓約書の提出を依頼すること。

(3) 提出された誓約書の確認

2の(3)の取扱いと同じであること。

(4) 誓約書が提出されない場合の対応

提出期限までに誓約書が提出されない場合は、速やかに誓約書を提出しない理由を示した理由書の提出を求めること。ただし、提出期限までに誓約書及び理由書の提出がない場合も、そのことを理由として契約解除等は行わない。

なお、理由書の提出があった場合又は誓約書と理由書のいずれも提出しない者が発生するおそれがある場合は、速やかに建設管理課契約担当に報告すること。

4 提出された誓約書等の保管方法

案件毎に正の設計書に一連書類として綴じ込み、保管すること。

5 その他注意事項

土木行政総合情報システム利用者が紙入札を実施する場合においては、別途連絡するまでの間は、土木行政総合情報システムから指名通知のメール送信を行わないこととし(メール本文中に誓約書提出の明示がなされないため。)、手作業により各者に誓約書提出の明示のある指名通知書(PDFファイル)をメール送信すること。